

標題

シップリサイクル条約で要求される有害物質一覧表(インベントリ)第I部の維持管理について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1334
発行日 2024年10月25日

各位

ClassNK テクニカルインフォメーション No.TEC-1311にてお知らせしました通り、2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下、シップリサイクル条約)が、2025年6月26日に発効します。

本テクニカルインフォメーションでは、シップリサイクル条約において、船主に要求されている有害物質一覧表(インベントリ)第I部(以下、IHM)の維持管理についてお知らせします。

IHMの維持管理について、シップリサイクル条約及びインベントリ作成に関するIMOガイドライン(Resolution MEPC.379(80))より、船舶の所有者に対して、以下の要件が要求されることとなります。

- IHMの維持管理は、船主が指名した責任者によって実施されなければなりません。
- IHMの適切な維持管理のため、責任者は維持管理手順を作成し、監督しなければなりません。
- IHMの内容を更新する場合、責任者の署名付きの更新履歴をIHMに記録する必要があります。
- IHMに関する書類は、船舶に帰属するものとし、条約検査や売船時に提示しなければなりません。

なお、シップリサイクル条約に関するPSC検査に関するIMOガイドライン(Resolution MEPC.223(64))によると、IHMに関する維持管理手順の実施状況は、PSCによる確認項目のひとつとなっています。

上記より、弊社検査員は条約に基づくIHM検査の際にIHMの維持管理に必要な手順の有無とIHMの更新状況を確認いたします。

また、条約発効前のClassNKガイドラインに基づくIHMを所持し、条約適合鑑定書(SOC)を所持されている船舶についても同様に本船の維持管理手順の有無とIHMの更新状況を確認いたします。

なお、条約およびIMOガイドラインでは、維持管理手順の形式や書式は定められておりませんが、維持管理手順の不備が条約発効後に各種トラブルにつながる懸念があることから、弊社ではIHMの維持管理に必要な要件を網羅したIHMの維持管理手順書のサンプルを下記の弊社ウェブサイトにて公開しております。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

これから IHM の維持管理に関する手順を作成される場合は、ご参考の上、IHM の適切な維持管理の手順をご準備いただきますようお願いいたします。

IHM の維持管理に関するシップリサイクル条約ならびに、インベントリ作成に関する IMO ガイドライン(Resolution MEPC.379(80))における関連記載項目は以下の通りです。

シップリサイクル条約 第 5.3 規則

IHM は、IMO ガイドラインを考慮しながら、船舶の運航期間を通じて、有害物質の新規搭載及び船舶の構造や設備の関連する変更を反映することにより、適切に維持及び更新されなければならない。

インベントリ作成に関する IMO ガイドライン

Resolution MEPC.379(80) Annex

2023 Guidelines for the development of the inventory of hazardous materials

4.3 運航中の IHM の維持とアップデート

4.3.1 IHM は、適切に維持、アップデートされる必要がある。特に修繕、改造または売買後には特に注意が必要である。

4.3.3 IHM の継続性

IHM は、船舶に帰属しなければならない、特に旗国、船主又は運航者が変更された場合、IHM の内容の継続性及び適合性が確認されなければならない。

5.2 運航段階

IHM の適合性を確保するために、船主は以下の手段を講じる必要がある。

- (1) IHM の維持及び更新のための責任者を指名すること。
(指名された者は陸上勤務または船上勤務のいずれでもよい)
- (2) 責任者に指名された者は IHM の適切なアップデートのために、機器の新規搭載、取り外しや交換時、外板塗装時に IHM を適切に更新するための手順を作成して、監督すること。
- (3) IHM には上記(2)に従って、インベントリから変更または削除した日付と、責任者の署名をつけた更新履歴を含めること。
- (4) IHM に関する検査または船舶の売買時には、関連文書を提示すること。

本件を含め、シップリサイクル条約に関する各種最新情報や、各国からの代行権限付与状況及び、指示文書等の最新情報を弊社ウェブサイトに掲載しています。

ホーム > 業務サービス > 条約関連 > シップリサイクル条約

URL: <https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/shiprecycle/index.html>

(次頁に続く)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[シップリサイクル条約に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 環境部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2076

Fax: 03-5226-3026

E-mail: ihm@classnk.or.jp (インベントリ関連)

E-mail: recycling@classnk.or.jp (船舶リサイクル施設関連)